### 第4章

# キューバの高齢者生活保障に果たす国家の役割

山岡 加奈子

### はじめに

社会主義国キューバでは、社会主義経済体制下で完全雇用政策がとられ、 大多数の労働者が公的部門に就労することを前提に、普遍主義的な年金(社 会保障)制度が整備されている。また労働者、あるいは高齢者であるかどう かにかかわらず、国民全員に無償の医療・教育が保障され、また最低限度の 食料を配給制度により保障してきた。この普遍主義的な制度は、ソ連崩壊後 の経済危機によって困難になっている。

冷戦後のキューバの社会政策とは、基本的に完全雇用体制のもとで公的部門に多くの労働者を抱え、なかでも社会サービス部門に就労する労働者を増やすことで、労働集約的な教育、医療、高齢者対策を実施してきたのが特徴である。社会部門に労働力を吸収することで完全雇用の原則を守り、同時に物質的な欠乏がみられる社会部門の質の低下を、多数の人的資源を投入することで補おうとしてきた。

キューバの高齢化の進行は、ラテンアメリカ諸国のなかで最高水準にあり、さらに今後も高齢化がますます進行していく予測が立てられている。その意味では、将来的にラテンアメリカで随一の高齢化大国になることが確実である。これは革命政府が過去半世紀にとってきた寛大な社会政策、すなわち普遍主義的な教育・医療・年金・労働政策などの成果であるが、同時に「経済

発展なき高齢化一は、途上国のなかで特異な態様でもある。

それにもかかわらず、キューバ国内外で同国の高齢化問題を取り上げた研 究は驚くほど少ない。本稿は、社会主義体制において圧倒的な執行能力をも つ国家の役割に焦点を当て、批判的社会老年学理論の枠組み、および全体主 義体制あるいは権威主義体制のなかで発せられる「アイディアと価値観の言 説「分析を参考にして、言説分析を試みる。キャロル・エステス(Carroll E. Estes)らが提唱する批判的社会老年学は欧米資本主義諸国を対象としており、 またヴィヴィエン・シュミット (Vivien A. Schmidt) が提示する 「アイディア と価値観の言説 | 分析の理論的枠組みは、主として欧州連合諸国の政策決定 過程を分析するのに使われている。どちらも政治体制が異なるキューバには そのまま適用できないが、エステスの分析視角の柱となっている社会構築論 と、シュミットが用いる言説分析の間には、「実態は変化していないが、言 説が変化した」(赤川 [2001:73]) という意味において、理論的な整合性の ある分析を可能にするつながりがある。社会構築論を基礎とするエステスの 議論は、ラウル・カストロ(Raúl Castro Ruz)新政権になって徐々に認めら れつつある多様な意見の表出が、キューバの高齢者政策を形成していくこと を示すのに有用であると考える。また、社会構築論と比較政治学の制度論を 融合させることを図ったシュミットの議論は、社会主義体制という制度の枠 組みとその変化が言説の相互作用によって生じ、また逆に多様な言説の相互 作用が制度変化を起こし、社会を構築するとする見方を支えるものである。 取り上げる時期と政策変更は、2000年の「ソーシャルワーカー(Trabajadores sociales) | 導入. 2007~08年の年金制度改革. 2009~10年の配給制度改革で ある。これらを取り上げるのは、冷戦終結後の経済危機、すなわち以前より もグローバル化にさらされるようになったキューバにおいて、高齢者に関係 する新政策として出されたものが以上の3つのみだからである。

前述した社会政策の物質的欠乏がありながら、社会部門の労働者の雇用促進によって社会サービスを維持するという構図は、キューバが憲法第1条冒頭で宣言する「キューバは労働者の社会主義国家 (un Estado socialista de tra-

baiadores) である | という言説と密接に関連している。国家が準備する多く の制度は、この「労働者の国家」を作り上げるために制定されたものなので ある。国民の公的部門への完全雇用を前提に、社会保険制度が普遍主義に近 いかたちで整備され、革命体制を支えるよき労働者を育成する教育を無償と し. 医療も無償で国民全員に供与される。

高齢者政策に関する政府の言説、すなわち行政言説を検討すると、一方で 労働・社会保障省が「社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障碍者を含 むすべての国民の社会保障に対して最大限の責任を負う国家の制度的役割を 強化する」「と宣言しているものの、他方、財政が許す範囲内での物的保障と、 人海戦術による医療や高齢者介護、および労働者を社会部門へ積極的に雇用 することで完全雇用体制も守り、失業を緩和することを謳った言説が圧倒的 に多い。これは制度設計の中心が、何よりもまず労働者保護にあることを示 している。

本稿で検討する一連の年金制度改革は、退職後の国民の生活保障の一環で あり、高齢者の生活保障に直接つながる重要な施策の変更である。また配給 制度改革は、国民全員が平等に貧しいことを前提に国民全員を対象とした普 遍主義をとってきたが、配給を廃止し、社会的弱者にどのような代替策を提 示するのかが議論されている。ソーシャルワーカー制度は、少子高齢化のな かで高齢者介護を担う重要な新政策と位置づけられる。

本稿では、この3つの政策を形成した言説を分析することで、前述した3 つの政策は高齢者を対象としていながら、労働・雇用対策および汚職対策と して成立していることを示したい。人口の高齢化が進行しているという事実 認識は社会のさまざまな部門で観察されるが、高齢化に対応する政府の政策 は、まず高齢者を労働者として公的部門に吸収し、健康上の理由などで労働 者になれない高齢者は家族のケアに任せ、家族に任せ切れない部分を政府が 負担する。できるだけ家族に任せるという意味では残余主義的な側面を残し つつ、社会主義の基盤をなす完全雇用の原則のもとに、高齢者をなるべく退 職させず、とくに公的部門労働者にすることで、高齢化による労働力減少と

高齢者の生活保障の両方を解決しようというものである。本稿ではこの流れ に沿った政策変更が、前述した多様化しつつある言説によって形成されてい くことを示すことを狙いとする。

具体的には、ソーシャルワーカーの創出が、高齢者介護よりも若年層の失業対策であること、社会保障制度改革は、高齢化のなかで公的部門労働者の数を確保することが目的であり、高齢者は公的部門労働者として社会主義経済に貢献することで賃金を老齢年金よりも多く受け取り、高齢者としてではなく労働者として生活保障を図るよう求められていること、また配給制度改革は、政府支出の削減と、政府の物資を横流しする汚職を防ぐことが、社会的弱者救済の目的よりも先に主張されていることを示す。これらの政府の方針を示す言説に対して、それに反対する言説もメディアや非政府組織(カトリック教会)、専門家などから出され、多少の修正がなされる。そして結果として高齢者問題は、労働問題と補助金削減の問題に収斂し、「労働者の国」という価値実現の手段として、社会主義制度のなかに埋めこまれていることを示したい。

# 第1節 分析の枠組みと方法論

### 1. 批判的社会老年学

本稿では、序章で詳しく説明されている批判的社会老年学を分析の枠組みとして採用する。

エステスは、高齢者の生活保障を規定する分析フレームワークの分析レベル(analyitic levels)として、①財政的、脱工業化資本とグローバリゼーション、②国家、③ジェンダー、④市民と公共性(the public)、⑤医学産業複合体と高齢者ビジネス、の5つを挙げている(Estes et al. [2001:4-13])。本稿では、エステスのモデルを参考にして、①グローバリゼーション、②国家、

③家族とジェンダー、④公共性の4つを分析レベルとして挙げたい。そして 本稿ではとくに、②の国家の役割に注目する。

そもそもキューバには、先進資本主義国のケースを念頭につくられた、前 述の5つの構成要素の枠組みをそのまま適用することはできない。キューバ はこれまで、脱工業化社会の前提となる「工業化」すら、達成したとはいえ ない。ソ連の支援を受けていた1960年代後半から1980年代。キューバのソ連 経済ブロック(経済相互援助会議「Council of Mutual Economic Assistance: CMEA またはコメコン 体制) のなかで砂糖供給を任されて工業化は進まず. ソ連崩壊後もむしろサービス業の割合が増え、現在は全産業の7割が第3次 産業となっている。つまり、工業化を経ないまま第3次産業が発達する事態 になっており、形式的には先進国を中心とした脱工業化社会と似た産業構造 になっているが、脱工業化社会であると断定するにはより深い検討を要する。 エステスの想定する脱工業化社会に当てはまるかどうかははっきりしない ものの、彼女の挙げた構成要素のほとんどは、キューバの高齢者問題を分析 するうえで参考になる。キューバでは、制度的には国民に普遍主義的な社会 政策を実施することで、高齢者がある程度の生活が保障される仕組みが整備 されている。生産手段の国有化が行われているため、エステスのフレームワ ークの⑤はまったく該当しない。しかし社会主義革命を経ても、ジェンダー や人種の不平等は完全に解決したとはいえないし、国民国家の枠組みも依然 として強固である。さらにソ連崩壊後の経済危機のなかで、グローバリゼー ションの影響に大きく左右されている現状をみれば、エステスの理論は社会 主義国キューバの高齢者問題を考える際にも大きなヒントを与えてくれるも のであると考える。

本稿でとくに「国家 | 分析レベルを中心に分析するのは、キューバにおい て革命以来50年間、国家こそが政治・経済・社会すべての分野で非常に大き な役割を果たしてきたこと、そのため、高齢者の生活に対しても、家族と並 んで大きな役割を果たしてきたと考えるからである。先述したように、キュ ーバの政治体制は複数政党制に基づき 市場経済体制をとる資本主義国家の それではなく、批判的社会老年学が前提とするフレームワークの範疇には入らない。公認された政党は共産党ただひとつであり、複数の候補が議席を争い、得票のために公約を練る、あるいは国会議員に対して社会運動団体が自己の利益のために運動する、などという動きは起きない。労働組合もひとつに統合されており、政府との境界が曖昧である。社会主義諸国に共通の大衆組織(mass organizations)が、キューバでも社会運動や市民社会の役割を一部果たしている(Fernández [2000:127]))が、キューバの高齢者問題が具体的に政策アジェンダに上ってきたのは比較的新しく、大衆組織が高齢者問題のために政府に提言したり圧力をかけたりするのも新しい動きで、まだ始まったばかりである。

したがってキューバでは、三権分立や複数政党制のもとでの普通選挙はなく、多元的なアクターが相互にコントロールしあう構造のなかで、国民の意思が反映される構造にはなっていないが、逆に国民に反対の余地をまったく残さずに政策を遂行することも不可能である。本稿では、国家の役割を論じる分析手法として社会構築論を採用する。同理論に従えば、「社会の構築は、言語を通じてのみ行われ、そして言語こそがつねに・すでに社会的な存在だからである」(上野 [2001: ii~iii])との見方に従い、言説分析により制度や社会が構築されることになるため、言説分析が中心となる。

キューバのような社会主義国でも、フィデル・カストロ(Fidel Castro Ruz)などの指導者による言説が、それ以外のアクターの言説との相互作用を通じて革命体制を形成したと考えられる。キューバ革命政権にとって、フィデル・カストロなどの指導者の演説をはじめとした言説は、その権力行使手段として重要な位置を占めてきたが、2006年のフィデル引退までは、彼の意見に反する言説が公表されることはなかった。しかしラウル・カストロ新政権成立後、指導者の意見と異なる意見が公的な場で発表される機会が増えている。とくに本稿で取り上げる年金制度改革と配給制度見直し論については、フィデル時代とは比べものにならないほど多様な言説が発表された。

#### 2. 言説分析の枠組み

先述した上野千鶴子の「社会の構築は、言語を通じてのみ行われ、そして 言語こそがつねに・すでに社会的な存在だからである | (上野「2001: ii~ iii]) との見方は、エステスらの議論と共通する。またシュミットらの枠組 みは、主として欧州で1980年代から、とくに冷戦終結以降に盛んに議論され るようになった、比較政治学の制度論からの分派の理論である。シュミット が取り上げた欧州とは制度を異にするが、キューバもソ連解体によって大き な影響を被った。マルクス・レーニン主義が揺らぐなかで、また経済危機に も見舞われながら、改革を模索するキューバの状況はある程度共通している。

制度論主流派や合理的選択論などの理論を用いた実証分析は、制度論の場 合は確固とした不変の制度が存在することを与件とし、合理的選択論の場合 は、アクターがすべての情報にアクセス可能であり、与えられた情報を所与 のものとしていかに合理的に行動するかが分析される。これに対して批判的 制度論とでも呼ぶべきシュミットらの言説分析論は、グローバル化が進み、 変動の激しい現在の状況のもとでは、万人がすべての情報にアクセス可能な 環境が整っているとはいいがたく、また制度は短期間に大きく変化し、ある いは制度そのものが固まらないままの状態が長く続くことが多くなってきた ので、長期間不変の制度を基盤に議論する制度論主流派の分析では不足であ ると批判する。言説分析はこの現代の新しい環境・条件下で、従来の制度論 主流派や合理的選択論が議論しきれない部分を分析するために編み出された 手法であるとされる (Radaelli and Schmidt [2005:2])。シュミットらは実証 を基礎とする主流派制度論に対し、実体と言説の両方を分析の枠組みに含め ようとするものである。

エステスは言説(discourse)をイデオロギーの表出の形態として説明して おり、イデオロギーの表出は、①政策決定者、専門家およびメディアの文化 的イメージの創告。②経済システムの必要性の訴え、③合理的な問題解決を

可能にするようなシステムに変化させる目標や手段を用いて対立を解消する政策の実行や専門性の適用,の3つを通じてなされるとしている (Estes et al. [2001:18])。明示された,あるいは隠された利益や価値観をそれぞれもっており,言説はこれらの言葉のうえで宣言されている内容と,隠されている意図の両方を含む。しかし基本的には与党や政府側から発せられる行政言説は,隠された利益を実現するために,言葉を弄して国民に錯誤を生じさせる可能性が高いという考え方をとり,他方,野党などの対抗する諸アクターはこのからくりを見破り,政府や与党の暴走や権力の濫用を食い止めるために,対抗言説を用いると考えられている。

これに対し、シュミットは、言説について「改革を始めるにあたって国民の支持を得るために不可欠であるばかりでなく、支持を受け続けるためにも絶対必要なもの」(Schmidt [2005:13])として、言説を以下のように定義する。言説とは、政策アイディアと価値観の集合体で、言説の使い方とは、政策立案とコミュニケーションに焦点を当てた相互作用(interactions)のプロセスというかたちをとって現れる(Radaelli and Schmidt [2005:2])。またそのなかでも、公的言説(public discourse)とは「第1にアイディアの集合体、第2に相互作用の集合体」と定義している(Schmidt [2005:13])。

シュミットらの議論は、自身が「われわれの言説分析は、制度論のひとつの形態」「言説制度論(discursive institutionalism)と呼ぶべき」(Radaelli and Schmidt [2005:2])と述べるように、1990年代に比較政治学の主流のひとつとなった制度論を発展させようとするものである。「文化的に形成され、経路依存的で、利害関係を反映するさまざまなルールが一連の制度を各国で成立させるが、言説分析は、制度論の主要な方法論である合理的選択論、歴史、および社会に注目する3つの流れに、4つ目の新しい流れを付け加えるもの」(Radaelli and Schmidt [2005:2])と位置づける。あくまで制度の枠組みが改革プロセスに大きな影響を与えることを認めながら、それだけでは説明しきれない部分を言説で補おうとしている。本稿では、シュミットのいうように、言説は制度に影響され、同時に言説が制度を形成する相互作用があ

ると考えるが、制度は言説が生産されるコンテクストと捉えることができる。 エステスはシュミットよりも社会構築論を主体としてモデルをつくっている が、言説は社会構築論を政治学における分析に応用するための1手法であり、 この点でエステスとシュミットは交差する。

#### 3. エステスとシュミットのキューバへの適用

本稿のキューバの高齢者政策についても,革命体制が準備した制度が,高 齢者の生活保障を相当程度決定しているとの見方をとりつつ,価値観とそれ に基づく政策アイディアが言説として表明され,それがキューバの高齢者政 策を変容させている様子を描き出すことを狙いとする。ただしキューバの場 合,シュミットが取り上げた西欧諸国のケースと異なり,与党と野党,政府 を批判するメディアや市民団体など,多元的なアクターは存在しない。

フアン・リンス(Juan J. Linz)によれば、キューバは冷戦終結までは典型的な全体主義体制(totalitarian regime)であったが、冷戦後の危機下では、フィデル・カストロのカリスマに依存するポスト全体主義体制に移行したとしている(Linz [2000:10])。全体主義体制の条件としてリンスは、①イデオロギー、②単一政党とそれ以外の大衆動員組織の存在、③広い範囲から選ばれていない少数のエリートによる支配、の3つが同時に存在することと述べている(Linz [2000:67])。また、リンスはステパンとの共著において、全体主義体制と権威主義体制の違いについて、権威主義体制のほうが、複数政党制や多元的な価値観を相対的に許容すると述べている(Linz and Stepan [1996:43])。彼らによれば、キューバの体制は権威主義でなく全体主義のそれとなる。

また、2006年に政権がカリスマのない実弟ラウル・カストロに委譲されて 以降、ポスト全体主義体制から通常の全体主義体制に戻ったとも考えられる。 ただし、ポスト全体主義体制にとどまっている可能性もある。その理由とし ては、ソ連崩壊により引き続きイデオロギーの役割は低下していること、フ ィデルが政権を掌握していた時代のような大規模な動員も行われていないこと, 軍への経済的利益供与と汚職の増大 (Díaz-Briquets and Pérez-López [2006]), 社会におけるインフォーマルな空間の増大 (Fernández [2000:107-118]) などが挙げられる。

ただ、いずれにしても、非民主的な政体でも国民の意思を完全に無視した 統治を行うことは不可能である。ホルヘ・ドミンゲス (Jorge I. Domínguez) は、 1971年にキューバ革命政府が国内需要研究所(Instituto de Estudios de la Demanda Interna)を設立して、並行市場で販売されている商品の生産や流通を 調査した例 (Domínguez [1978:303])。また1975年には、国立農地改革研究 所(Instituto Nacional de Reforma Agraria:INRA)と全国小規模農民協会(Asociación Nacional de Campesinos Pequeños: ANCP) が共同で、全国の農地所有・使 用の実態を調査した例 (Domínguez [1978:303]), また大衆組織である革命 防衛委員会 (Comité de Defensa de la Revolución: CDR) が1971年から公共サー ビスに関する国民の不満を集約するようになり、1976年には同委員会の指導 者たちが、集めた不満に対する政府の対応が遅いと抗議した例(Domínguez [1978:304])を挙げている。ただしドミンゲスはこの3番目の例から、不満 を上にあげても政府の対応は遅く、あるいは採用されず、この国民の意思の 吸い上げには限界があることを認めている (Domínguez [1978:304])。した がってシュミットのいう相互作用 (interactions) は、本稿においてもかなり 限定的なものにならざるをえないが、それでも国民の非公式な反応(とくに 反対意見) に配慮した発言や論調はよくみられ、社会主義国における言説の 効果はあると考える。

宮本 [2006] は、言説分析の出現した背景について、冷戦終結後のイデオロギーの揺らぎや、労働組合などの既成制度の影響力や統率力の低下など、急激に変化する社会の動きに制度改革が遅れがちであるなかで、言説が政治や政策を左右するという近年の特徴を挙げている。宮本によれば、コルピ (Walter Korpi) の「削減の政治」、ウィーバー (R. Kent Weaver) の「非難回避の政治 (Politics of Blame Avoidance)」の議論は、新古典派経済学者が推進す

るいわゆる新自由主義的政策が主流となった先進資本主義諸国で、いかに受 益者集団に福祉削減を受容させるか、が課題となったことが背景にある(宮 本 [2006:70-71])。そしてその受容度は、削減の対象となる受益者集団の組 織度に反比例するので、自由主義福祉国家レジームの国々のほうが急激に削 減される。また時の政権が、組織された受益者集団と歴史的につながりが深 く. 説得が容易である左派政権であれば削減リスクは少ない(宮本[2006: 72-73])。そして、この改革の過程で制度と言説の相互作用が生ずると、前 述のシュミットは主張していると整理している(宮本 [2006:80-81])。

宮本の議論は、冷戦後のキューバが置かれている環境も先進資本主義国と 共通する点を多くもっていることを示す。冷戦後、政府はソ連からの経済的 支援が停止し、従来のような實大な社会政策を実施する財政的余裕がなくな った。マルクス主義イデオロギーや社会的公正の原則を維持しつつ、とくに 大きな財政支出をともなう物的支出(年金、配給、医療のなかでも医薬品の入 手など)を削減し、なおかつ国民に対してその不十分さをいかに受け入れさ せるかが課題になっているからである。キューバの場合は、複数政党制や政 府と独立した労働組合、自立的な市民社会の規模が小さく、宮本が議論して いる先進資本主義国での議論をそのまま適用することはできない。社会主義 国家が福祉の実質的な削減を国民に説得しようとするのは、宮本に従えば、 西欧の左派政権以上に比較的容易であるはずであるが、それでも受益者と政 府の間の交渉はありうる。本稿では全体主義体制の対立があいまいな条件下 でも、政府は常に国民に対して言説によって説得する必要があり、それに対 する緩やかな抵抗との間に相互作用が生じると考える。以上の認識のもと. 高齢者に関連する制度が作られるうえで、言説が制度構築に及ぼす作用を分 析する。

### 第2節 キューバの高齢者政策と国家

#### 1. 革命政権と言説

革命政権が、一般に信じられているような指導者のカリスマや革命の倫理的な力よりも、暴力による支配によって基盤を固めたことを論じて著名となったエドワード・ゴンサレス(Edward González)も、革命政権が権力だけでなく、言説によって支配している部分があることは認めている(González [1974:146-147])。

歴史的に言説が使われた典型的な例は、フィデル・カストロの演説による言説であろう。カリスマ的指導者であるフィデル・カストロの演説は、革命成功以来、共産党機関紙にしばしば全文が掲載され、国民に政府の政策や計画を説明する大きな手段となってきた。キューバの最近の高齢者政策に言説を用いるにあたっては、指導者の演説と、共産党機関紙や労働組合機関紙などの政府および単一政党メディア、およびキューバにおけるほぼ唯一の、社会への影響力と政府からの完全な独立をもつカトリック教会のメディアを用いる。もちろんキューバのメディアは一元的であり、政府の政策と対立することはあまりなく、むしろ政府の立場を代弁する役割を担うことも多い。

しかしラウル・カストロ新政権になってから、各新聞が社会に対する不満や批判を訴える読者からの手紙を掲載するようになり、きわめて限定的とはいうものの、ある程度の相互作用がみられるようになってきた。これは同じ社会主義国である中国やベトナムではかなり前から採用されている経路であり、高級幹部の汚職などがこの投書によって告発されるなどの例がみられる。キューバは中国やベトナムほどではないが、ラウル新政権になってから投書の新聞掲載が始まった。2008年にまず共産党青年同盟機関紙である『フベントゥ・レベルデ(Juventud Rebelde)』、そして2009年からは共産党機関紙『グランマ(Granma)』に週1回投書欄が設けられるようになり、以前に比べれ

ば多様な意見表明が公開されている。本稿では、これらの新聞の通常の記事のなかで高齢者問題を取り上げたものと、読者からのフィードバックとして 選ばれている投書の両方を採用する。

カトリック教会はキューバのなかで最大の非政府組織である(Suchlicki [2002:211-212])。革命後長く活動を制限されてきたカトリック教会は、冷戦終結後のグローバル化の背景を基に、とくに1998年、革命後初のローマ法王ヨハネ・パウロ2世(John Paul II)のキューバ訪問を機に、活動を活発化させた(Alonso [2005:248])。政府が社会政策を全面的に引き受けているため、政府以外の組織は前面に出にくい。そのなかでカトリック教会は、地道に弱者救済のための活動を行っている。本稿ではカトリック教会が出している雑誌『エスパシオ・ライカル(Espacio Laical)』が、高齢者政策に関してどのような主張をしているかを分析する。また、専門家言説として、ハバナ大学人口問題研究所と文芸誌『ボエミア(Bohemia)』の主張を取り上げる。

### 2. 高齢者政策——制度——

キューバでは1979年から高齢化が始まり、現在も高齢化が進行しつつある、ラテンアメリカではもっとも高齢化が進んだ国である。2025年には、現在キューバと並んで高齢化が進んでいるアルゼンチンやウルグアイを凌駕すると予測されている(序章表1 [p.6] 参照)。つまり高齢化の進行速度がラテンアメリカのなかでは速く、高齢化の社会へのインパクトもそれだけ強い。にもかかわらず、ごく近年までキューバ政府の行政言説のなかでは高齢化問題は強調されていない。

それは政府メディアにおいて、子どもや労働者を取り上げる記事の数に比して、高齢者に関する記事が圧倒的に少ないことに表れている。たとえば2009年の1年間で、共産党機関紙『グランマ』に出た高齢者に関する記事は、わずか6本にすぎない。同紙は週5日発行で、キューバではもっとも広い世代に読まれる新聞である。キューバ労働組合連合(Central de Trabajadores de

Cuba:CTC)の機関紙である『トラバハドーレス(Trabajadores:労働者たち)』や、共産党青年同盟(Unión de Jovenes Comunistas:UJC)の機関紙『フベントゥ・レベルデ(Juventud Rebelde:反乱する若者たち)』(両紙とも週刊)に比べれば、退職していることが多い高齢者の関心をもっとも意識していると考えられる。それにもかかわらず、高齢者に関する記事は2カ月に1度程度しか出ないのである。ちなみにこれに対し、『グランマ』紙で乳児から大学生までの子どもを扱った記事は、2009年11月の1カ月だけでも11本に上っている。

#### (1)高齢者政策の進展---高齢者向け組織---

社会主義経済体制のなかで、制度上は高齢者の生活保障は国家が責任をもっという前提が存在する。ソ連崩壊前は労働者の9割以上、現在でも男性労働者の7割、女性労働者の8割が公的部門に就労し、普遍的な老齢年金制度に入っている。加えて国民全員に無料の医療・教育が提供されているので、高齢者も無料で医療サービスを受けられる。また1960年から継続している配給制度は、国民全員に最低の食料を保証しているので、高齢者もこの枠内に含まれる。つまり高齢者は、社会主義制度の完全雇用と年金、国民全員に行き渡る無料の医療や食料配給の制度により保護されている。後述するように、このうち普遍主義的な年金制度や配給制度は、一般的なキューバ人の生活水準を保障するだけの金額や量ではないものの、それでも最低の生活は国家によって保障されていると評価できる。高齢者の生活保障に関する法的な規定は、キューバ憲法、法律No.24の社会保障法、法律No.79の社会扶助法、法律No.41の高齢者へのケアに関する法律、2000年決議No.39の社会扶助に関するものである。

他方、キューバでは伝統的に高齢者介護は家族の責任とされているが、それでも革命前から、カトリック教会、年金基金、スペインからの移民集団 (州ごと) の互助組織などが高齢者ホームなどの施設を設立し、活動していた。これらの施設はほとんどが革命後国営となり、職員はすべて公務員である。高齢者ホームへの言及は、行政言説、専門家言説のいずれにもほとんどみら

れない。これとは別に、1974年に革命後最初の高齢者プログラムが策定される。

高齢者を支える制度には2種類あり、ひとつは高齢者だけでなく、国民全員に保障される無料の教育・医療、配給制度で、普遍主義的であるがゆえに、社会的弱者になりやすい高齢者を保護する結果となっているものである。もうひとつは高齢者施設で、介護を目的とするものと、高齢者のレクリエーションや体力づくりなどを目的とするものがあり、家庭医制度や大衆組織などと密接に連携している。

労働・社会保障省は自身のウェブサイトのなかで、自省の仕事のひとつとして社会扶助(asistencia social)<sup>(2)</sup>をあげ、障碍者への支援制度と並んで高齢者への支援を挙げている。ここで挙げられているのはまず年金制度(seguridad social)で、高齢者には1カ月最低年金164ペソが保障されていることを述べている<sup>(3)</sup>。次に国民全員に1日3食を保障するために各地区に食堂があり、身体的に食事を自分で用意することができない国民、および1日3食を食べられるだけの収入がない国民は、これらの食堂に行くことができると述べている<sup>(4)</sup>。さらにハバナ市の一部のみで実験的に行われている試みとして、電話を通じた支援(teleasistencia)があり、支援を必要とする人の自宅に電話回線を設置、自立して生活できない高齢者の1人暮らしなどで、緊急の場合は24時間この電話で支援を求めることができると謳っている。

とくに1996年のプログラム(表1参照)は、地域で高齢者を支えようとするアピールである(Hernández Castellón [2009:172])。ただし医療と教育に議論が集中している。①の柱は、高齢者が健康面でなるべく自立して生活できるよう支援する。リハビリテーション、家庭医、家庭看護士による年1回の健康診断(社会的、心理学的、生物医学的)。ここには人民権力議会の自治体レベルの代表者(議員)が責任をもつ。②の柱は、自立して生活できなくなった高齢者に1次的な支援を与えるもので、高齢者ケアグループ(Equipos de Atención Gerontológica)と、地域クリニックのなかにあり、看護士、心理療法士、介護士で構成される高齢者医療部門が協力する。

#### 表1 キューバ革命政府の高齢者プログラム

1974年 Programa de Atención Integral al Adulto Mayor 高齢者総合ケアプログラム設立

1992年 Centro Iberoamericano para la Tercera Edad (CITED) イベロアメリカ高齢者センター設立

1996年 CITED による Programa para la Atención Integral al Anciano Cubano が発表される 高齢者のための 3 つの柱: ①各高齢者の地域での社会政治的構造

- ②地域の医療、年金、社会扶助の制度
- ③高齢者自身とその属する組織

(出所) Hernández Castellón [2009:172]。

本稿の言説分析で取り上げるのは、2000年に新しく導入された「ソーシャルワーカー(trabajadores sociales)」制度である。ソーシャルワーカーの職務のなかに介護サービスが含まれるからである。キューバでは、より費用のかかる施設介護よりも在宅介護を推進しようと試みている(山岡 [2005:307])が、これは1982年の国連のジュネーブ協約(Geneva Convention)で定められた高齢者の権利のなかに、「希望するだけ自宅に住むことができる」という項目があることとも一致する。

他方, 高齢者のための施設は以下のとおりである。④の高齢者ホームの一部を除き, すべて国営である(表2参照)。

- ①高齢者センター(Círculos de Abuelos) 地域の高齢者に太極拳その他の運動, レクリエーション、裁縫などを日中できるようにした施設。
- ②高齢者デイケアセンター(Casas de Abuelos) 家庭で自立して生活できない高齢者で、子ども世帯が就労しているなど他に方法がない高齢者に対し、昼間高齢者を預かる施設。着替えやトイレなど、基本的な自立はできていることが条件。人民権力議会のもとにある最小の政治単位である人民評議会(Consejo Popular)が支援をする。
- ③高齢者ケア学際的グループ (Equipo Multidisciplinario de Atención Gerontológico: EMAG) コミュニティーごとにあって、地域クリニック (policlínico) のもとに付属し、家庭医に協力。

	1998	2005	2007
デイケアセンター(Casas de Abuelos)	74	201	226
同 利用者数	2,404	5,562	
高齢者センター(Círculos de Abuelos)	12,229	14,701	
同 利用者数	325,451	745,083	
高齢者ホーム(Hogares de Ancianos)	197	143	144
同 利用者数	10,847	11,819	11,687
1 人暮らしの高齢者への専門家派遣	42,994	125,136	
高齢者指導グループ	609	1,435	
高齢者ケア学際的グループ(EMAG)	424	435	
高齢者大学卒業者(2000年から2005年まで)		29,502	
高齢者大学数(2008年)			400
社会扶助と医療の政府予算 (100万ペソ)		64,230.0	9,201.6
医療予算増加率(1997年基準価格)		3.2%	0.6%
社会扶助予算増加率 (同上)		68.8%	14.5%

表2 キューバの高齢者関連コミュニティープログラム数と利用者数

④高齢者ホーム (Hogares de Ancianos) 全日制の高齢者介護施設。ただし重度の要介護状態になると、所管は病院となる (山岡 [2005])。国営が多いが、一部少数ながらカトリック教会やその他の非政府組織が運営する施設も存在する。高齢者ホームの数は、キューバ国立統計局年鑑を1996年発行分から2008年発行分まで見ると徐々に減少している。表 2 に挙げた1998年のホーム数は、1998年度版(1999年発行)で197であり、この数字は1998年のデータが掲載されている2000年版から2003年版まで変わらない。しかし、たとえば2002年のホーム数は、2003年度版(2002年発行)では全国で313あることになっているが、2008年度版では141である。単純に考えると、ホームの半数以上が閉鎖されたか、統計上何らかの誤りがあったことになる。他方、利用者数はほとんど変わらないので、少なくなったホームにより多くの高齢者が収容されている可能性もあるし、待機者が増加している可能

<sup>(</sup>出所) キューバ国立統計局資料に基づき、Hernández Castellón [2009:174], ONE, Anuario Estadistico などから筆者作成。

性もある。

⑤高齢者大学(Universidad del Adulto Mayor) ハバナ大学高齢者研究学科(Cátedra Universidaria del Adulto Mayor, Universidad de La Habana)およびキューバ労働組合連合のなかにある退職者・年金生活者運動(Movimiento de Jubilados y Pensionado),および教育者連盟(Asociación de Pedagogos)に付属する。日本における生涯教育に近いが,正規の大学教育の一環で学位も出る。80代,90代で大学卒業資格を取るために通学している高齢者も多い。ハバナ大学心理学部も運営にかかわっている。

年金や社会扶助、医療の予算総額は近年個別に公開されておらず、年金予算は国防と同じ費目に入れられるなど、評価が難しい。1990年代にはこれらの費目は個別に金額で公開されていた。医療と社会扶助については増加率のみが、統計局発行の統計年鑑に記載されている。ただ、増加率は変動が激しく、社会扶助は2005年には1997年比で7割近い大幅な増加となっているが、表2には記載していないが翌年2006年は0%増であり、2007年に再び増加する、という動きになっている。

### (2)年金制度改革

キューバの年金制度については、拙稿山岡 [2003] に詳しく取り上げたのでここでは省略するが、基本的に2004年から2008年にかけて、年金受給額が徐々に引き上げられた。2004年までの最低老齢年金は55ペソであったが、2008年には200ペソとなり、3倍以上に増加している。また社会扶助年金も、2004年までの62ペソから2008年には147ペソに増額された。老齢年金は支給額が400ペソ未満の退職者全員に対して増額された。これは退職者の98.4%に当たるので、ほとんど全員である。

しかし少子高齢化の進展により、賦課方式である制度自体も改革の必要が認識されるようになった。2008年12月に全国人民権力議会で承認された社会保障法改正により、まず①男性女性それぞれ年金受給開始年齢が5歳延伸し、男性65歳、女性60歳となる。②年金は退職前5年間の平均賃金の50%であっ

たが、これを60%に上げる。③退職した後で再就職する場合、賃金は年金分 を差し引いた分を支払っていたが、賃金も年金も両方100%支払われる。④ 退職可能な年齢(男性65歳,女性60歳)になっても引き続き就労する場合® 1年働くごとに1%の割り増し年金が支払われることになっていたが、これ を2%割り増しとする。この割り増しは、勤続年数50年まで、および年金額 が現役時代の賃金の90%になるまで認められ、その後は頭打ちとなる。⑤遺 族年金を、夫を亡くした女性だけでなく、妻を亡くした男性にも支払えるよ うになった。

このなかでとくに注目されるのは③と④で、年金を受給できる年齢に達し た労働者に、引き続き就労させる、あるいはすでに退職した国民に再就職を 促す規定が加えられたことである。この制度改正は、年金増額、遺族年金の ジェンダー平等など、高齢者の生活を改善させる効果のある制度変更も含ま れているが、基本的には高齢者の就労を促し、公的部門の労働力を確保する ことを狙いとしていると考えられる。

#### (3)高齢者の生活――国家の役割はどこまでか――

#### ① キューバの高齢者の生活実態調査

高齢者の生活保障を考える際には、高齢者の生活実態を把握する必要があ る。しかしキューバの高齢者の生活実態調査は公開されているものは少なく、 情報は断片的である。2004年にアルゼンチンでの国際会議で発表された国立 統計局付属人口·開発研究所(Centro de Estudios de Población v Desarrollo, Oficina Nacional de Estadísticas de Cuba) の調査 (Alfonso Fraga [2009]) によれば、 ハバナ市の高齢者の93.3%が何らかの収入を得ている。調査の時点では、 20.1%が就労して収入を得ていた。76.3%が老齢年金かそれに類する年金を 受けていた。15.2%が海外の親族から送金を受けていた。26.3%が国内の親 族から金銭的援助を受けていた。この調査結果では、ハバナ市に住む60歳以 上の高齢者4人のうち3人までは年金を受給しているが、4割が国内外の親 族から金銭的支援を受けている。5人に1人は就労している。

筆者が入手したもっとも古い調査は、無作為ではないうえに少ないサンプル数 (60名) であるが、ハバナ大学心理学・社会学研究所(Centro de Investigaciones Psicológicas y Sociólogas : CIPS)が行った1997年の調査である $^{(6)}$ 。余暇のすごし方として、20%が「教会に行く」と回答。高齢者センター(Casa de los Abuelos)に行くと言った人は8.3%、大衆組織に参加すると回答した人が51.7%である。ただし、この傾向は最近変化している可能性がある(山岡 [2009])。

筆者が2009年7月に、ハバナ市ミラマール地区およびハバナ旧市街でそれぞれ20名にインタビューした際には、大衆組織の活動あるいは高齢者センターの活動に参加している人は、ミラマール地区では1人だけが高齢者センターで太極拳をやっていると回答し、残りは「何もやっていない」と回答した。これに対し旧市街では、20名中7名が高齢者センターもしくは地区の高齢者支援プログラムに参加していると回答した。この高齢者支援プログラムはハバナ旧市街独自のもので、低所得の高齢者に昼食を支給する食堂をもっている。ハバナ市歴史家(Historiador de La Ciudad de La Habana)の称号をもち、国家評議会メンバーであるエウセビオ・レアル(Eusebio Leal)博士の運動が実を結んだといわれる。レアル博士は、ユネスコ世界遺産に指定された旧市街の再建と、歴史的に低所得者層が多い旧市街の住民の生活改善を政府に働きかけてきた。この高齢者住民に対する特別支援プログラムも、スペインや日本など外国の支援も得ているものの、基本的には政府から特別の財政支援を得て行われている。この意味では、旧市街は例外的に国家の支援が手厚い地域である。

ただし筆者が調査したいずれの地区の20名(合計40名)には、大衆組織の活動に参加していると答えた人はいなかった。1997年のハバナ大学の調査では、調査は限定的であるものの、半数が大衆組織の活動に参加していると回答したことを考えると、高齢者の生活のなかで大衆組織の重要性が低下した可能性がある。

宗教組織、とくにカトリック教会の高齢者の生活保障に果たす役割も、と

くにラウル政権以降認められつつある。カトリック教会の支援組織カリタス・ キューバ支部は、2008年夏のハリケーン被害に際し、とくに高齢者や子ども などの社会的弱者のための支援に関し、政府に対して共同行動をとるよう呼 び掛け (Veiga González [2009:72], Espacio Laical, septiembre 2008, No.43), ハバナ 大司教で枢機卿であるハイメ・オルテガも、「食料、衣料、お金を集めるよう | とハバナの信徒に呼びかけた (Espacio Laical, septiembre 2008, No.43)。

ハバナ市内の教区で高齢者向け支援を行っているS神父によれば、彼の 教区には250名の信徒がおり、うち11名がとくに教会からの支援を必要とす ると判断される高齢者である(7)。支援を必要とする高齢者の条件として.1 番目が独居、2番目が低所得、3番目が病気であること、4番目に家族が病 気であること、を基準とする。毎月第1日曜日のミサの後に、コメ、黒いん げん豆、砂糖および現金を、これらの高齢者に配布している。さらに毎週火 曜日には昼食を提供しており、その後に可能な限り、鶏肉やハムなどを配布 しているとのことであった。また、政府が運営する労働者用の食堂に教会が 費用を負担し、高齢者にも昼食を提供してもらうという試みも行っている。 労働者食堂を低所得の高齢者が利用できるようにする政策はもともと政府の ものだが、食材などの材料が足りないので十分に実施できない。その部分を 教会が補完している。

2002年に筆者が別の教会関係者にインタビューしたときには、1990年代終 わりごろから政府の制限が厳しくなり、医薬品や食料の配布ができなくなっ ているとのことであったが、今回はどちらも可能になっていた。前出のS 神父によれば、政府と教会の関係は綱引きのようなもので、政府の制限は過 去20年間、厳しくなったり緩やかになったりしている。制限が厳しい時期は 教会はそれに従いつつ、緩和されるときを待つとのことであった。この神父 の高齢者支援の原資は、教区民の寄付によるものだという。ミサなどの機会 に「我々みな生活は苦しい。だが我々よりもっと苦しい生活をしている人が いる。助け合おう」と連帯を呼びかけるという。

先述した筆者のインタビューのうち、ハバナ旧市街の20名の中で、1人が

バプテスト派(プロテスタント)教会から医薬品の提供を受けていると回答し、2人が同じバプテスト派教会から食料の提供を受けていると回答している。カトリック教会に限らず、宗教関係組織による高齢者支援は近年増加しており、政府の支援を補完していると考えられる。逆に比較的高所得者層が多いとされるミラマール地区では、教会の支援を得ている高齢者はいなかった。

米国の共和党系シンクタンク、国際共和党研究所(International Republican Institute: IRI, 現理事長は2008年の大統領選で共和党候補だったジョン・マケイ ン [John McCain] 上院議員) は、2009年7月4日から8月7日にかけて、キ ューバ政府の許可を得ずにキューバ全土で世論調査を行った<sup>(8)</sup>。ここには一 部高齢者の生活実感を示す調査が含まれている。近年の生活の状態を、非常 に悪い、悪い、良い、非常に良い、の4つのうちのどれかを尋ねる設問であ る。ここで50歳から59歳にかけての世代よりも、60歳以上の世代のほうが 「生活は悪い」と答えている。50代では生活が「悪い」と「非常に悪い」と 回答した人は合わせて48.7%であるが、60歳以上の高齢者では52.1%。反対 に生活が「良い | 「非常に良い | と回答した人は、50代では21.0%であった のに対し、高齢者では14.4%とかなり低くなっている。ここから、まだ就労 している人が多い50歳から59歳までよりも、60歳以上の高齢者のほうが生活 が苦しいと考える人が多いということが読み取れる。安全のためもあってか. 調査方法が詳しく書かれていないため判断しかねるが、もしこの調査がキュ ーバ国民の生活実感を十分代表できているならば、キューバの制度は就労を 中心に生活保障が構成されており、退職後の生活が就労中よりも苦しくなり がちだと考えられる。また世代を通じ全員に尋ねた質問として、現在のもっ とも深刻な問題は何かとの問いに40.0%が「低い賃金と高い生活費」を挙げ ており、この回答がもっとも多い。公的部門に就労していても賃金は低く、 生活費の高さに見合っていないわけだが、年金は賃金の60%であり、さらに 苦しくなる。

### ② 高齢者の消費生活

表3には、ハバナ市に住む高齢者夫婦の1カ月の生活費の内訳を示してい

表 3 ハバナ市に住む家族の 1 カ 月支出(夫73歳, 妻68歳, 30代の息子と同居)

1. 配給(品目、1カ月1人当たりの量と価格、単位:非兌換ペソ)

コメ7ポンド (2.05ペソ). 白砂糖3ポンド (1.35ペソ). 黒砂糖2ポンド (0.28ペソ). 食用油0.5ポンド(0.2ペソ). 鶏卵5個(配給・0.75ペソ, 並行販売・4.5ペソ). コーヒー 50グラム1袋(5ペソ). 黒いんげん豆10オンス(0.9ペソ). じゃがいも8ポンド(並行 販売8ペソ)1, 大豆肉0.5ポンド(0.7ペソ). 鶏肉1ポンド(0.7ペソ). 魚1ポンド(0.7 ペソ). ソーセージ8本(1.25ペソ). パン30個(1.5ペソ). 石鹸1個(0.25ペソか0.2ペ (3.25ペソ)<sup>3</sup>、 練り歯磨き家族で1本 (0.6ペソ)

家族3人分で合計91.44非兌換ペソ

2. 農民自由市場,並行市場および闇市場での購入(品目,1ヵ月家族3人当たり,単位:非

パン90個(90ペソ). 豚肉 3 ポンド(105ペソ). トマト10ポンド(80ペソ). マランガ芋 8 ポンド (80ペソ), さつまいも 8 ポンド (32ペソ), 黒いんげん豆 8 ポンド (80ペソ), さやいんげん8ポンド(40ペソ), キャベツ2個(20ペソ), 玉ねぎ2ポンド(20ペソ), かぼちゃ10ポンド (50ペソ), ハム2ポンド (32ペソ), コーヒー3袋 (45ペソ), 鶏卵 15個(36ペソ)

家族3人分で合計711非兌換ペソ

3. 外貨店での購入 (品目、1ヵ月家族3人あたり、単位:兌換ペソ [CUC])

粉乳 1 kg (10.5CUC). トマトピューレ 2 ビン (4 CUC). ソーセージ 8 パック (12CUC). 鶏 2 羽(6 CUC). 鶏ひき肉 6 パック(7.3~ 9 CUC) 食用油 1 本 1 リットル(2.25CUC) 浴用石鹸 6 個 (3.5CUC), 洗濯用洗剤500g (1.5CUC), デオドラント 1 本 (1.2CUC)

家族3人分で合計47.55CUC = 1,135非兌換ペソ<sup>4)</sup>

(品目、1年家族3人当たり、単位:兌換ペソ (CUC))

下着6枚(12CUC). シーツ3枚(15CUC). タオル3枚(9CUC). 靴2足(60CUC)

家族 3 人分合計 1年で96CUC = 2,304非兌換ペソ 1カ月当たり192非兌換ペソ

4. 公共料金支払いなど(1カ月世帯当たり,単位:非兌換ペソ)

中国製冷蔵庫2台の割賦支払(120ペソ). 電話(50ペソ). 電気<sup>5)</sup>(20~50ペソ). ガス (10ペソ)、水道(5ペソ)

合計 225非兌換ペソ

(出所) 2009年12月の筆者の聞き取り調査による。

- (注) 1) じゃがいもは2009年10月より1ポンド1ペソで並行販売のみとなった。ただし2010 年1月現在まで、流通の混乱のため、じゃがいもは販売されていない。
  - 2) 石鹸は、浴用と洗濯用が交互に来る。浴用が来る月の翌月は洗濯用。
  - 3) タンパク質入りパウダーは、60歳以上の高齢者に配給。
  - 1 CUC = 24ペソで計算。 1 CUC は公定レートで 1 米ドルである。
  - 5) 電気代は1年のうち約8カ月の暑い時期に高くなるので、平均して1カ月40ペソで計算。

る。この家族は外科医であった73歳の夫と、通訳だった68歳の妻、および病 気療養中の30代の息子の3人家族である。夫妻ともすでに退職し、年金は夫 が357非兌換ペソ、妻が242非兌換ペソであり、病気療養中の息子の収入は不 定期で算入していない。

ここでは衣食住のなかでも最低限の費用のみを挙げている。衣類のなかでは下着と靴(1年にかかる費用を12カ月で割る)以外は含めていない。持ち家である住宅の修理費用も、映画などの娯楽費や交際費、交通費も含めていない。医師であった夫が政府から支給された車の維持費なども含めていない。医療費は無料なので算入する必要はない。キューバの伝統料理である豚肉のステーキは1カ月に1回、鶏肉も1週間に1回、1日1回は生肉より安いソーセージやハムの薄切りなどを食べているものの、健康的だが質素な生活といえよう。

表3に掲げたすべての費用を合計すると、病気療養中で収入が安定しない息子の生活費を入れて2329.84非兌換ペソ、約2330非兌換ペソとなり、息子の分を入れず夫婦だけの生活費で1554非兌換ペソ(約69兌換ペソ)となる。夫婦2人の年金の合計額が599ペソであるので、1カ月の最低必要な費用は、2人の年金の2.6倍、子どもの分を入れれば約4倍となる。配給物資購入費と公共料金、冷蔵庫のクレジットの合計で399ペソとなり、年金収入だけでは残り200ペソで生活しなければならなくなってしまう。配給が1カ月のうちせいぜい2週間しかもたないとされているので、残り200ペソで農民自由市場あるいは闇市場で食料を、外貨店で石鹸や食用油などの必需品を購入しなければならないことになる。相当に苦しい生活になることがここから読み取れる。この夫婦の場合は、年金で不足する分は米国にいる親族からの送金で補っている。

### 第3節 高齢者をめぐる言説

フィデル・カストロは、後述する政府メディアと同様、高齢者については あまり言及していない。2005年11月17日のハバナ大学大講堂での演説で、 「自分の労働あるいは年金で生活している市民、困難な日々をキューバのた めに働いてきた人々の功績を忘れることはできない。彼らは今日まで、この 困難な時期のキューバを支えてきた人々なのだから」と労働者の後の姿とし ての高齢者に敬意を払うべき、と主張している。1992年11月のイベロアメリ カ高齢者センター開校式では、「高齢者のために働くことのできる社会をつ くることが、もっとも人道的である | 「社会のもっとも人間的な行為は、高 齢者に対するそれだ|というような言及はあるものの.子どもや若者.現役 労働者に比べて高齢者への言及が少ないことは明白である。

フィデルと同じく. 政府系メディアでも高齢者政策に対する関心の相対的 な低さは特徴的である。経済危機のなかで、食料不足などもっと緊急の課題 があるため、高齢化問題は後回しになっているとも考えられる。キューバの メディアで高齢者の問題が取り上げられることは少ない。2009年1月から12 月の1年間で、『グランマ』が高齢者について取り上げた記事は6回だけで ある。統一労組機関紙『トラバハドーレス』(週刊)の場合は同1年間で2回. 共産党青年同盟機関紙『フベントゥ・レベルデ』(週刊)も同じく2回のみ となっている。

また高齢者に関する記事は、健康的な生活習慣と、キューバ社会の伝統で ある家族の支援、および革命政府の行き届いた医療制度が、高齢者の長寿を 実現し、また彼らの生活の質を良いものにしているという主張が目立つ。た とえば、ハバナ市の地方ラジオ局である『ラジオ・アバナ(Radio Habana)』 は2009年10月19日に、キューバの100歳以上の高齢者の半数以上が自力で歩 行でき、大きな健康上の問題もなく、生活に満足していると報じた。キュー バの高齢者はたとえ高齢者ホームに入居していても、家族との絆を保ってい ること、高齢者向けのプログラムは他国と違って有料ではなく、一部の金持ちの高齢者だけが享受できるものではない、とキューバの制度を賞賛している<sup>(9)</sup>。国家が彼らの長寿に果たした役割として、医療について詳しく言及しているが、そのほかは家族の支援を強調し、国営であるはずの高齢者ホームの果たす役割よりも家族との絆について述べている。

この記事でも、高齢者に対して医師が定期的に健康診断を行い、健康や衛生状態を常時チェックしていると述べている。無料で手厚い医師や看護士の診察を受けられることが、高齢者の生活を保障していると主張している。他方、高齢者と年金が関係づけられた言説は少ないが、この記事では「160万人以上の年金受給者がいる。最低年金は200ペソに値上げされ、社会扶助年金は147ペソに上がった。これらの上昇によって、国家の支出は8億1000万ペソの増加となった」と述べて、高齢者の収入を上げるための政府の努力を述べている。

東部グランマ州の地方ラジオ局ラジオ・グランマ(Radio Granma)は2008年9月19日、「高齢者介護について、もっと国民を啓蒙しなければならない。とくに若者の教育で、高齢者たちに愛情を示し、手助けをし、支えるという慣習を学ぶべきだ。『自分がなりたいと思う姿になるものだ』とことわざは言っているが、実際は『自分がなれると思う姿になる』のだ。国家の支援なしに若さを保つことはできない」と述べている<sup>100</sup>。若い世代が高齢者にもっと関心をもつこと、また国家が高齢者の生活保障に果たす役割の重要性を強調している。グランマ州はキューバでもっとも貧しいとされる州である。

2008年から2009年にかけてのハバナ州、ビヤ・クララ州、およびグランマ州の地方ラジオや地方新聞の記事を調査したところ、政府の高齢者の生活保障への貢献としての医療への言及は多いが、年金や社会扶助への言及は少ない。たとえば、ハバナ州の地方ラジオ局である『ラジオ・ココ(Radio Coco)』は2008年11月3日に、高齢者ケアは「地域共同体と制度の両方から支援をする」として、「家庭医と看護士のプライマリーケアを中心に、デイケアセンターや地域の制度外の方法の助けも借りながらの支援となる」と報

じた<sup>[1]</sup>。またハバナ州ハルコの地方ラジオ局『ラジオ・ハルコ(Radio Jaruco)』は、2009年12月17日付アンヘル・リベロン (Angel Riberón) の記事とし て、キューバの出生時平均余命が革命前の59歳から現在80歳近くまで上がっ たのは、革命政府が医療サービスを地方にまで手厚くしたおかげであると主 張した。革命前はバティスタ軍事政権が資源を投入しなかったので、医療は もとより、基本的な衛生条件さえ整っていなかったが、今では「ハバナ州ハ ルコには、36以上の、市民が無料で利用できる施設がある」として、医療制 度が整備されたのは革命のおかげであると述べている<sup>[2]</sup>。

さらにラジオ・ハルコは、この同じ記事のなかで「キューバの100歳以上 の高齢者は、遺伝的要素よりも生活習慣のおかげで長生きしていると専門家 たちは言っている」「彼らの多くは驚くほど健康で、自立した生活をしてお り、慢性病をもっていても、生活を大きく制限されることはない。キューバ ではアルコール中毒やたばこ中毒の問題は大きくなく、食生活もバランスが とれており、 高齢者の多くは生活に満足している」「世界の常識とは異なり、 これらの100歳以上の高齢者は、キューバではホームなどに入っておらず、 ほとんどが自宅で生活している。家族が彼らの面倒をみるからである。共同 体も助けになっている」と述べ、高齢者個々人の生活習慣の質、すなわち高 齢者個々人の自助努力、および家族の支援が高齢者の生活保障に大きな役割 を果たしていることを認めている。

100年以上の歴史を誇り、キューバを代表する文芸誌である『ボエミア』 誌(月刊)は、政府の近年の低所得高齢者への支援を評価し、2009年4月2 日には、1990年代前半とは状況が変わり、低所得高齢者に対する支援として、 食堂で昼食が非常に安価にとれることを記事にしている。また、高齢者の就 労に積極的な評価を与える記事を2008年9月18日に出している。そこでは国 立統計局 (Oficina Nacional de Esatdísticas de Cuba) 人口開発研究所 (Centro de Estudios de Poblacón v Desarrollo: CEPDE)が米州保健機構 (Pan-American Health Organization) と共同で行った調査「米州の保健、福祉と高齢化」のう ち、ハバナ市で行われた調査によると、キューバには強制退職制度がないに

もかかわらず、就労しているのは5分の1にすぎないと述べ、高齢者が就労によって生活を保障するべきと暗に奨励している。ただ同時に同記事では、高齢者はけっして他の世代に対して受け身でも弱い存在でもなく、「高齢者の4分の3は若年世代に対してさまざまなかたちで支援をしている。男性は経済的支援を、女性は子どもその他の同居親族の世話などである」と述べて、アクティブ・エイジングの考え方に近い、年をとっても活動的で家族に貢献する高齢者像を描き出している。

「はじめに」で述べたように、本節では以下、ソ連崩壊後に制定された3 つの高齢者にかかわる新政策制定における言説の分析を試みる。

### 1. ソーシャルワーカー制度導入 (2000年)

ソーシャルワーカー(キューバではスペイン語でソーシャルワーカーにあたる、トラバハドール・ソシアル [trabajador social] の語を用いる)制度は、フィデル・カストロのイニシアティブで2000年に開始した。ソ連崩壊による経済危機のために、学校にも行かず、働きもしない若年層を集めて、彼らに賃金を払って新たに設立したソーシャルワーカー養成学校に通わせ、卒業後は政府がソーシャルワーカーとして雇用し、その一部は高齢者介護にあたらせる、というプログラムである。2006年までのフィデル時代には、基本的にラウル新政権よりも意見の多様性がみられない。フィデルの方針に反対意見を述べることは難しかったからである。したがってこの項では、フィデルの演説を言説として取り上げる。

2000年9月28日の革命防衛委員会 (CDR) 創設40周年記念式典でのフィデル・カストロの演説は、ソーシャルワーカー養成学校ができて1カ月足らずの時期にあたるが、フィデルは制度を以下のように説明している。「ソーシャルワーカー養成学校と小学校教員緊急養成学校を同時に開校した。両方とも経過は上々である。これらの制度は、少ない資源で大きな問題を解決するためにはどうすればよいか、数十年の経験に学んでつくられた。(中略)中

等教育を修了後、さらに勉強も就職もしない若者たちをどう教育すべきか。 幸い70万人の大学教員たちが協力してくれた[3]。経済危機と財政難のなかで、 若年層の失業問題を解決するため、教育と新しい社会部門(ソーシャルワー カー)の創設の両方を目的としていることを明確にしている。さらに翌2001 年3月15日の小学校教員緊急養成学校での演説では、「ソーシャルワーカー 養成学校は、高校を卒業したけれども、さらに勉強するなり就職するなりし ようとしない子どもたちの両親にも福音となるだろう。子どもたちはここで さらに知識を吸収し、多くはもっと勉強しようと大学などで勉強するだろう<sup>四</sup>| と述べ、明らかに若年失業者を教育あるいは就労へ導く施策であることが読 み取れる。

制度の導入から1年足らずの2001年7月9日. ピオネール(小学生対象の 大衆組織)年次大会でフィデルは以下のように述べている。「ソーシャルワ ーカーたちの報告によれば、9学年を終えた若者4000名を国内15の芸術学校 に入れ、人間性の高等学校ともいうべきこの学校から、3万5000人の芸術家 の卒業生が生まれる見込みだ | と述べている。ソーシャルワーカーは地域の 失業している若者に他の教育を受けるよう奨励する役割も担っているのであ る。「今年(2001年)9月には、新たに2万人の若者がソーシャルワーカー 養成学校に入学する。(中略) 彼らは教育学. 心理学. 社会学などを学び. 少なくとも8つ以上の人間性の教育課程を修了することになる。(中略) 150 年前、電気も電話もラジオもテレビもコンピューターもない時代に、ホセ・ デラルス・イ・カバジェロ (Iosé de la Luz v Caballero) が言ったように、教育 すること、教えること、知識を若い世代に伝えることを現実のものとしよう。 たぶん30万を超えるソーシャルワーカーが生まれ、単に教えるだけでなく、 教育をし、価値観の種をまくことになるだろう」。 つまりこの制度は、そも そもソーシャルワークのためではなく、若い世代の教育が主目的だったので ある。

フィデルは2004年の共産党青年同盟年次総会での演説で、「ソーシャルワ ーカーは、若者たちの行動にみられる。社会的に不利となる原因や条件と混 乱を緩和するための行動を組織する使命をもつ」「ソーシャルワーカー養成学校は、すでに2万1485名の卒業生を数える。社会的支援と連帯の真の協力として行われている。毎年7000名が卒業し、教育の新しい概念を体現する職業についている」と述べている<sup>150</sup>。つまりフィデル自身は、筆者が調べた限りでは、この新しい職業の高齢者介護という役割には言及すらしていない。実際には、筆者が2002年9月にハバナ市コヒマルにあるソーシャルワーカー養成学校第1号を見学したときに、すでに共産党青年同盟出身の担当者は高齢者介護を彼らの主要な仕事として言及していたので、実務レベルでは認識されていたはずであるが、フィデルは言及していない。そして彼の言説のなかでは、この制度で救済されるのは若年層である。

前出した『ボエミア』誌は2007年5月10日に、労働・社会保障大臣アルフレド・モラレス・カルタヤ(Alfredo Morales Cartaya)へのインタビュー記事を載せているが、大臣は、ソーシャルワーカーを含む近年の社会サービス部門の労働者の拡充が、雇用問題であることを指摘している。彼はキューバの失業問題と完全雇用政策に関連して、近年の失業率が低いのは、「200以上ある社会サービスプログラムでの雇用のおかげである」と認めている。障碍者支援、代用教員制度、医療技術などにおける雇用増加と並んで、ソーシャルワーカーが挙げられている。これら社会サービスでの雇用増大によって、「国民の生活上の問題が解決されると同時に、終身雇用の源泉となっている」と述べている。

またモラレス・カルタヤ大臣は、彼が所轄する労働・社会保障省が「高齢化時代を迎え、新しい状況に対応するため、とくに社会政策をどうすべきか研究している。革命当時、平均余命は58歳だったが、現在は77歳だ。制度を取り巻く状況は大きく変化している」と述べているが、この後に「この人口構造の変化は、キューバの主要な資源である人的資源に大きな影響を与えている」と続ける。つまり、高齢化問題をめぐる大臣の関心は、高齢者の生活保障というよりは、労働可能人口が減少することによる、労働者不足や人的資源開発を高齢化に合わせたものにする、というものである。この意味で、

彼の言説は「労働者の国」である社会主義国キューバを支えるために、高齢 化にどう取り組んでいくか、という問題意識を反映したものになっている。

#### 2. 年金制度改革 (2008年) をめぐる言説

年金制度改革についての言説は、ほとんどが労働者や労働問題に関連する ものである。つまり年金制度の受益者である高齢者ではなく、社会主義体制 を支える側である労働者が言説の中心となっている。

まず年金制度改革法案の策定にあたり、全国の労働者のほとんどが職場で 集会を開き、話し合った。共産党青年同盟のラジオ局『ラジオ・レベルデ (Radio Rebelde) | は2008年7月15日. 労働・社会保障大臣アルフレド・モラ レス・カルタヤが、年金改革に備えて職場での話し合いを開始するにあたり、 全国のキューバ労働組合連合の代表者たちを集めて演説し、改革の必要性を 訴えたと報じた。さらに2008年7月15日付『グランマ』紙は,キューバ労働 組合連合が同年9月から10月にかけて340万人以上の労働者を集め、各職場 で8万回以上の集会を開く予定だと報じている。退職した高齢者は話し合い に参加せず、あくまで現役の労働者のみが改正内容の話し合いに参加してい る。この記事は「年金をすべての国民が享受できるようにするためのもの」 として、この手続きがすべての国民の福利のための改正に正統性を与えたと 主張しているが、実際には現役労働者の意見のみを聞いており、彼らの労働 条件を改善することを目的にしていたことを示すものである。

ハバナ州の地方紙『ペリオディコ・アバネロ (Periódico Habanero)』は2008 年8月6日に、「新社会保障法の80の質問」と題して社会保障法改正につい て詳細な問答集を掲載した。平均余命は77.97歳, 男性76歳, 女性80歳で, 合計特殊出生率は1.43人であること、これでは人口は増えないことを説明し た後、問答に入る。

問答の内容は、技術的な質問以外は労働関係に集中している。「社会保障 法改革は、高齢化を解決するものではありません。労働者の就労年数を増や すものです。これによって、少子化による労働力の減少を補完します」。さらに「労働者の就労年数が増えることで、若者の雇用に影響が出ることはありません」「身体に障碍がある場合は、労働できる、との医師の許可があれば再就職できます」と明言していて、この改革が労働力を技術的に増加させるための方策であると考えられていることがわかる。

また「いったん退職したら、再就職のときは元の仕事には戻れません。もしこれができると、賃金と年金の両方をもらえるので、退職するインセンティブが大きすぎます。今の仕事を続けたいなら退職せずに継続することです。どの労働者にとっても、退職は1度だけで、2度3度とできるものではありません」となっている。

改正法案が全国人民権力議会で審議終了間近となった2008年12月29日, 『ラジオ・レベルデ』と『ラジオ・アバナ』はヘオルヒーナ・ベレイロ・ファ ハルド(Georgina Bereiro Fajardo)財政大臣の発言を引用し、政府が42億ペソ の赤字を抱えているにもかかわらず、政府は予算の多くの部分を教育、医療、 年金および社会扶助に費やしていることを伝えている。

『グランマ』紙は、すでに法案が可決されて数カ月たった2009年5月2日付で、「特別なケースで、たとえば専門職や技術職で、すでに退職して年金を受け取っているが、国家が特別に必要と認めて職に復帰するように求めた場合は、すでに受給している年金は満額受け取りながら、新しい職からの給料も受け取ることができる」と述べている。普通はいったん退職すれば元の職に戻れない公的部門の労働者のうち、国家が必要とする職種(専門職や技術職)では、労働力不足を補うために、年金受給額が優遇されることを強調している。

キューバでもっとも高齢化が進んだ州であるビヤ・クララ州の地方紙である『ペリオディコ・バングアルディア(Periódico Vanguárdia)』2008年8月5日付では、「年金受給開始年齢が男性60歳、女性55歳という1979年社会保障法(Ley No.24)は、元をたどれば1913年の社会保険法(Seguro Social)が軍人について述べたもの。当時の高い失業率と低い平均余命の条件では、25年の

勤続年数は十分な規定だった」と述べて、100年近く前の社会構造と現在と はまったく異なるため、改革は当然であると主張している。

以上はメディアに出た、主として政府側の言説で、ほぼ労働者に対する待 遇変更に理解を求め、おもに公的部門への就労を確保しようとする意図が明 白に出ている。他方、高齢者の生活保障のために年金制度を改革する、とい う視点はまったくない。これに対し、専門家言説といえる年金や人口問題の 専門家からの発言とそのメディアへの表出は、ある程度高齢者の生活を保障 するべき、という主張がみられる。

まず前出の国立統計局人口開発研究所は、2008年に法案への7つの提言を 行った後、年金制度と高齢者の生活を結びつける次のような提言を行った。 「年金制度改革は、単純な制度の改編ではなく、社会的富を生産する労働の 役割、および社会において高齢者が生活していくうえで果たす役割を文化的 に変容させるものである。(中略) 高齢化の悪影響を防ぐために、年金制度は、 高齢者が活動的で、幸福で、社会参加ができるよう、さらに完全なかたちを 目指すべきである。(中略) 高齢者は能力のなくなった、活動に制限のある 人々であるという社会的偏見を正し、社会に必要な知識、経験、創意工夫と 能力の源泉であるという認識を育てなければならない。革命が育てた人的資 源を合理的に守り生かし、すべての年代の人々に機会の平等のある、より公 正で、連帯のある、社会主義社会を建設しつづけなければならないし

さらに、この研究所の高齢化グループの長であるフアン・カルロス・アル フォンソ・フラガ(Iuan Carlos Alfonso Fraga)は別に出した著作のなかで、高 齢化の社会的影響は長期にわたって生じるので、慎重な検討が必要であるこ と、とくに年金・社会扶助に関しては、家族と労働のあり方、社会支出と財 政に影響すると主張している。さらに高齢者の生活の質を向上させるために は、物質的な面では不足で、年金や社会扶助も大きな貢献をしているが、も っと統合的な政策が必要である。とくに家族への教育と、共同体の協力が重 要であると提言している(Alfonso [2009:12])。

前出の『ボエミア』誌は2008年8月8日の記事において、今回の社会保障

制度改革は、高齢になっても、それまで積み重ねた経験や知識、熟練を生かすべきという考え方も受け入れつつ、基本的には改革の趣旨は高齢化にともなう労働人口の減少に対応するものであると述べている。専門家である国立統計局人口開発研究所の言説に比べると、高齢者の生活をどう改善するかという問題よりも、政府の労働政策を支えるために年金制度改革が必要である、という主張を広めることを狙いとしているように読める。

カトリック系の『エスパシオ・ライカル』誌2008年2月号の記事「キューバ経済:挑戦と選択肢(Economía cubana: retos y opciones)」には、高齢者の受け取る年金が、生活するにはとても足りないことをはっきりと書いている<sup>16</sup>。この記事はカナダの大学で行われた、ハバナ大学との共同シンポジウムについての記事なので、発言者は不明であるが、参加者の顔ぶれを見た限りではキューバ人研究者らしい。この年金について報告した研究者は、年金制度改革を提言しており、①年金受給開始年齢を延伸すること(これは翌年の年金改革で実現する)、②公務員だけでなく、すべての労働者を統一した公的年金制度に加入させる、③労働者側へ拠出金を求めること、現在のように20~25%の国営企業の労働者のみに拠出させるのでなく、もっと多くの労働者の拠出が必要、④現在の年金制度とは別に、新しく拠出が必要な年金基金をつくる、の4つを挙げている。そしてキューバ政府が自分の提言を参考に、改革を進めるよう述べて締めくくったと伝えている。

さらに『エスパシオ・ライカル』誌は、その数カ月後の2008年9月号 No.42で、キューバ系米国人でラテンアメリカの社会保障の先駆的な専門家であるカルメロ・メサ=ラーゴ(Carmelo Mesa-Lago)の寄稿を掲載した。メサ=ラーゴは当時審議中であった年金制度改革について、いくつかの提言を行っている。まず、法改正に先立って行われた2008年4月の年金受給額の引き上げを評価しつつも、インフレによって金額の上昇が相殺されてしまう可能性も指摘、持続可能な制度にするにはまだ多くの改革が必要だと主張している。1カ月の平均的な高齢者世帯の支出を示し、年金だけでは生活が苦しく、多くの高齢者がライセンスを得た自営業あるいは闇で財・サービスを販

売していると指摘している。

次に2008年5月に発表された社会保障法改正案を基に、メサ=ラーゴはそ の改正案の内容を検討する。おおむね適切な方向へ改革されようとしている と評価しながらも、さらに持続可能な制度にするために、①革命軍と内務省 の職員の制度(普通の公務員より優遇されている)と統合する。②自営業者も 制度へ統合すること、そして彼らの拠出は現在提案されているような月12% ではなく、他の労働者と同じ5%とすること、また低所得の自営業者には、 コスタリカのように政府が補助金を出して拠出金負担を減らすこと. ③現在 と将来の労働者に対し、政府が現行の水準の年金支払いを保証すること、そ のために年金基金を投資に回して利潤を生むように努めること、また年金額 を増額するために、別途個人ベースの積立式年金基金を創設することを検討 すること. の以上を提言している (Mesa-Lago [2008])。

カトリック系のこの雑誌は、海外の年金制度の専門家の意見を掲載するこ とで、国際的な基準に照らして、どの点で改革が必要かを示す必要性を認識 していたと思われる。

#### 3. 配給制度改革検討(2009~10年)

共産党機関紙『グランマ』紙は2009年6月から11月までの4カ月間. 毎週 金曜日に掲載される読者からの投書欄で、配給制度の是非について毎週投書 を掲載した。全体として配給制度を現在のかたちで継続すべきとする意見は ひとつもなかったが、すぐに廃止すべきとする意見もほとんどなかった。

まず7月から9月にかけては、配給制度と経済制度の関連について論じる 投書がすべてで、社会的弱者への配慮に言及したものはない。配給制度を廃 止しても国民全員が食料などの必需品を購入できるようにするために、生産 性を上げること(8月28日ピノ・ゴンサレス「Pino González 名の投書) およ び9月18日ペレス・サンチェス「Pérez Sánchez 名の投書)、価格を統制し て急激な上昇を避けること (9月11日 D. ロハス [D. Rojas] 名の投書). 兌換ペ ソと非兌換ペソの二重通貨制度を廃止し、公務員の賃金で必要な物資をきちんと購入できるようにするのが先である(9月18日ポラタ・コメサーニャス [Porata Comezáñaz]、10月2日イバラ・ギタール [Ibarra Guitart]、10月9日ペレス・イリバレン [Pérez Iribarren]、10月30日モリーナ・デラロサ [Morina de la Rosa] 名の投書)、配給所に蔓延する横流しなどの汚職を防ぐためには、配給所を廃止し、市場に任せたほうがよい(9月18日ポラタ・コメサーニャス [Porata Comezáñaz]、9月25日グティエレス・アロンソ [Guitiérrez Alonso] 名の投書)との意見が相次いで出てきた。市場機能をもっと導入することで生産者にインセンティブを与え、供給を増やすべきとした主張もある(9月25日グティエレス・アロンソ [Guitiérrez Alonso]、11月20日クエスタ・タピア [Cuesta Tapia] 名の投書)。

10月30日にようやく、社会的弱者の置かれた現実に注意を促す投書(モリ ーナ・デラロサ [Morina de la Rosa] 名) が登場する。公務員の給料で生活し ている人や年金生活者に配慮すべきと主張した。今のキューバ経済の水準で は、国民全員に等しく配給する余裕はないことを認めつつ、廃止できるだけ の条件を整えるのが重要だと主張するものである。11月3日の投書(フォン セカ・アブレウ [Fonseca Abreu] 名) ではさらに詳しく、所得が高いのは「良 い職業についている人、世帯のなかで複数の労働者がいる場合、自営業者、 海外から送金を受けている人たち」であるとして、反対に所得の低い人たち としては、「 高齢者、 しかも働いているか否かを問わず、 家族の支援がない 場合 | と「障碍者および1人暮らしの女性で、働けないか、働きたくとも介 護しなければならない家族や小さな子どもがいて働けない場合.および慢性 的な病気で働けない場合」を挙げている。また不当に社会政策から利益を得 ている者として. 「労働可能なのに働きたくない人がいる世帯 | であるとし ている。就労している高齢者であっても、家族の支援がなければ独立して生 活するのは非常に困難であることを認識している。他方、11月20日の投書 (クエスタ・タピア [Cuesta Tapia] 名)では,社会的弱者には配給ではなく, 食料切符などのかたちで扶助すべきであると主張して、配給制度の全面的な

廃止を主張している。

6月7日のロドリゲス・レイエス(Rodríguez Reyes)の投書,11月3日のフォンセカ・アブレウの投書と,11月20日のカニャーダ・ラブラダ(Cañada Labrada)の投書の3つは、ワークフェアの概念を主張している。フォンセカ・アブレウは「働けるのに働かない」人を「ただ乗り」と非難しているし、ロドリゲス・レイエスとカニャーダ・ラブラダは、全部父親の違う子どもを次々に産んで働かないシングルマザーの例を挙げて、「働く能力がある国民はすべて就労する義務があると法律で定められている」として、社会プログラムの「ただ乗り」を戒める主張をしている。この主張の裏におそらく、退職できる年齢に達した高齢者でも働ける人は働くべき、という考え方を広めようとしているようにみえる。

2009年10月2日の『グランマ』紙に、編集委員ラサロ・バレド・メディナ (Lázaro Barredo Medina) 名で配給制度廃止に替成する社説が掲載された。そ の表題は「彼は家父長主義者 (paternalista), 君も家父長主義者, 私も家父長 主義者(El es paternalista, tú eres paternalista, yo soy paternalista)」というもので ある。彼は、キューバ人は4つの症候群にかかっていると訴える。すなわち、 ①ヒナ鳥症候群(必要なものは、国家がすべて運んできてくれると思っている)、 ②バレーボール症候群(問題が起こると、問題のボールを他の人に回して、自分 の問題ではないふりをする). ③ダチョウ症候群(深刻な問題が起こると, 穴に 頭を突っ込んで、問題は存在しないことにする)、④障碍物症候群(目の前に障 碍物が現れると、他の誰かが飛び越えるまでその前で待つ)の4つである。この 4つの症候群を改め、多額の補助金で支えられた配給制度を国家に期待する のはやめ、経済的な問題を自分たちで解決する自発性を呼びかけたものであ る。「配給制度は革命の一時代に必要とされたものであり、現在は低所得層 に基礎食料を保障するものに変えるべきである」と主張して、 国民がみな平 等に貧しいわけではないと認め. (同時期に廃止が提案されている) 労働者の ための食堂と同じく、国家が何百万ドルも支出して輸入する物資を安く提供 することについて、資源配分を新たに検討する時期が来ていると述べている。 しかしながらこの社説に対し、新聞紙上には掲載されなかったものの、強い反論が投稿されている。著名な若手映画俳優であるルイス・アルベルト・ガルシア(Luis Alberto García)からの手紙である。彼は「自分はキューバ国民の声を代表すると言える立場ではないので、私個人の状況で説明する」として、彼およびまだ未成年と思われる2人の子どもの1カ月の生活のために、彼の給料480ペソがいかに少ないかを具体的に示す。エアコンロのクレジットに月々170ペソ、加えて配給物資の購入に150ペソ、さらに「国家が親切にも我々にくださった」冷蔵庫のクレジット支払いや電話、水道などの公共料金を支払うとほとんど残らないことを述べる。「どうもがいても操作しても、正確な科学であり続ける算数を使えば」「これらの支払いは私のこの少ない給料の70%にのぼる」というわけである。

「しかも、この配給はいかに節約しても1カ月の30日か31日のうち13日しかもたない。これらの配給が国家からの贈り物であると考えるキューバ人がいるとは思われない。なぜならこの配給の低価格は、まさしくわれわれの非常に低い賃金水準に合致しているということを、われわれは知っているからだ。そしてその低い賃金は、我が国の唯一の雇用者である国家が支払うものである」。ガルシアはこう述べて、国の補助金によって価格が安く設定されている配給制度は、労働者の低い賃金からすればけっして安くはないと反論する。確かに配給物資は低い賃金でも支払える額であるが、その配給物資では1カ月食べられない。そして不足分の食料やその他の必需品を購入するには、その低い賃金では足りないからである。

ガルシア氏の反論はさらに続く。「私はあなた(バレド編集委員を指す)に問いたい。どちらがどちらに補助金を出しているのか。こんな低い賃金に甘んじている労働者が国家に補助金を出しているのか。それとも国民に補助金を出して食料を供給する国家が補助金を出しているのか。あるいはこのように問うこともできよう。国家がこれだけのものを国民に供給できるそのお金は誰が出しているのか。もしそれが利害損得抜きに働く労働者の努力の成果でないとしたら?」。つまり低い賃金に甘んじる労働者は、公的部門の労働

コストを低く抑えることに貢献しているので、国家はそれによってかなりの 利益を得ているはずである。国家の補助金によって価格が低く抑えられてい る配給制度は、その部分的な埋め合わせにすぎないということになる

高齢者の多くはすでに未成年の子がいない場合が多いと考えられ、このガ ルシア氏よりも配給物資などに支払う割合は高くないと考えられるものの. 現役労働者より低い年金で生活するという前提で考えれば、同じように、あ るいはさらに苦しい生活を強いられるであろうと考えられる。

この非公式なバレド・メディナとガルシアの間の論争が影響したと思われ るのは、11月27日の配給制度にかかわる最後の投書(レイバ・メディナ [Levva Medina] 名) である。ここで初めて、配給制度の廃止に明確に反対する意 見が掲載されたのである。「賃金だけでは最低限の必需品すら十分に買えな いことは公然の秘密だ。国民全員に外貨へのアクセスがあるわけではない。 配給食料がなくなれば、外貨で購入しなければならない物資は増える。革命 の偉大な成果を放棄するのか? 今が配給制度廃止の好機なのか?」と問い かけ、配給制度廃止によって、外貨収入のない社会的弱者が大きな打撃を被 り、貧困が激化すると主張している。

先述した米国の国際共和党研究所の2009年7~8月の世論調査では、配給 制度についての質問がある。配給制度の一部廃止と並行価格への移行は、ど の程度生活に影響を与えたかについて、全然影響がない(1)から非常に悪影響 があった(10)までの数字で答えてもらう設問である。29.8%が10で「非常に悪 影響があった」、19.5%が5で「まあまあ悪影響があった」(中くらい)、との 回答が最高。1から4の「あまり悪影響はなかった」というグループは、全 部合わせても15%くらい。残りの85%が「まあまあ」から「非常に悪影響が あった | と回答している。配給制度の一部廃止はじゃがいもとえんどう豆が 配給から外され、並行価格に移動した(価格が10倍になった)というもので ある。大多数である85%が「悪影響があった」と回答していることになる。

2010年1月から配給制度の削減が始まるとの予測もあったが、同年10月現 在. 配給制度はまだ従来のまま継続している。『グランマ』紙の一連の投書 のうち2009年10月30日以降に出てきた、社会的弱者を救える制度設計にすべきだとの提案については、高齢者のなかで社会的弱者をどう区分するかという大きな問題が残っている。家族の金銭的・肉体的(介護など)支援があるかが基準になろうが、インフォーマルな支援の水準を見極めるのは非常に困難である。たとえば親属送金の金額を把握するのは、ほとんど不可能である。しかし親属送金は、現在のキューバ国民の生活水準を決定する最大要因のひとつであり、これを抜きに高齢者の生活保障を判断することはできない。また出版されていない俳優ガルシア氏の反論、および2009年11月27日のレイバ・メディナの投書に表れた政府の方針への強い反対が、配給制度廃止を遅らせるのにある程度の影響力をもっているのではないかと考えられる。

### おわりに

キューバは社会主義の原則から、社会政策は労働者と労働政策を中心に制度設計されており、高齢者政策もこの一環と捉えられている。年金も、少子高齢化のなかでいかに低賃金の公的部門労働者を確保するかに目的の主眼が置かれている。ソーシャルワーカー制度導入は、主唱者のフィデル・カストロ自身が、若者の失業対策と革命体制への参加を呼び掛けており、ソーシャルワーカーの養成は、若者を対象とする共産党青年同盟が担っている。そして介護される側の高齢者についてはほとんど言及がない。ソーシャルワーカー制度のおかげでよい介護を受けられたというような記事もない。高齢問題の専門家すらも、筆者が集めた言説のなかでは介護に言及していない。この背後には、介護は依然として家族に任されており、家族が担いきれない場合のみ国家が介入する、という残余的な価値観が残っている。

年金制度改革においては、労働政策を国家の中心とする革命政府の姿勢が、 もっとも明示的に示されている。改革では、労働者の7割(男性)から8割 (女性)を占める公的部門労働者が早期退職しないように変更することにより、 公的部門雇用を通じて、高齢者の生活を保障しようとしている。専門家言説では、労働政策を超えた総合的な制度改革の必要性を訴えるものもあるが、今回の改革では、健康であれば公的部門に就労しつづけるか、再就職することによって生活を保障し、健康上の理由で就労できない場合は、無料の医療を提供する以外の分野では、家族の支援の役割を強調する言説がメディアでも目立っている。そして公的部門労働者の賃金が低く、これだけで生活することはかなり困難であることが一部投書でも指摘されているが、この点についてはまだ具体的な制度改革には至っていない。

配給制度の廃止の是非をめぐる言説の交差においては、社会的弱者に対する配慮を求める声があり、高齢者もそのなかに入っているが、ワークフェア的な考え方も強く、働ける人は働くべきと主張する。高齢に達した者に対して、再雇用や復職、就労継続によって生活を保障しようとしている。つまり高齢になっても公的部門の労働者でありつづけ、革命体制を支える力になるよう呼び掛けている。現実には、海外や国内の親族からの経済的支援によって、生活を健康で文化的なものにできているケースも多いわけだが、この点は共産党メディアへの投書でも指摘され、市民と共産党の共通の認識であることが示されている。

高齢者政策と高齢者にかかわる制度改革は、以上のとおり、完全雇用を前提とした社会主義経済体制のなかで、健康が許す限りは公的部門への就労によって現状を改善することが、公的な言説のなかで強調されている。政府の能力が及ばない範囲については、家族の支援が期待される。ソ連崩壊以来続いている経済危機のもとで、政府は社会主義経済制度の枠組み、キューバ憲法で規定された「労働者のための国家」の原則を変えることなく、可能な範囲で高齢者の生活保障を図っている。

〔注〕-

<sup>(1)</sup> http://www.mtss.cu/asistenciasocial.php 2009年2月10日閲覧。

<sup>(2)</sup> キューバにおける「社会扶助」は、最低生活を保障する年金や生活保護だ

けでなく、衣類や食事、介護サービスの提供、食料配給制度などを含む広義 の概念である。

- (3) http://www.mtss.cu/img/serviciosSS.swf 2010年2月4日閲覧。
- (4) 同上。
- (5) キューバには強制退職制度が存在しない。労働者本人に就労意欲があり、 健康上問題がないと医師が認める限り、何歳まででも働きつづけることがで きる。
- (6) ハバナ大学心理学・社会学研究所 (Centro de Investigaciones Psicológicas y Sociologas: CIPS) のアルベルタ・ドゥラン・ゴンダール (Alberta Durán Gondar) 教授が行った非公開の調査に基づく。この種のフィールド調査は、実施から出版までいくつもの段階で政府や共産党の許可が必要で、多くの調査が非公開のままである。
- (7) 2009年7月の筆者インタビューによる。
- (8) http://www.iri.org/lac/cuba/pdfs/2009\_November\_17\_Survey\_of\_Cuban\_Public\_Opinion\_July%204-August%207\_2009.pdf 2010年2月2日閲覧。ただしサンプル抽出など調査方法の詳しい説明は入手できていない。またこの調査は、質問内容が若干変更されるが、過去3年間は毎年実施されている。
- (9) http://www.radiohc.org/espanol.html 2009年12月22日閲覧。
- (10) http://www.radiogranma.co.cu/ 2009年12月22日閲覧。
- (11) www.radiococo.cu 2009年12月20日閲覧。
- (12) http://www.jarucoradioweb.icrt.cu 2009年12月20日閲覧。
- (13) http://www.cuba.cu/gobierno/discursos/ 2010年1月15日閲覧。
- (14) 同上。
- (15) 同上。このキューバ政府のウェブサイトの演説集では、フィデルがこの制度について言及したのはこのときが最後である。
- (16) http://www.espaciolaical.org/contens/14/2732.pdf (p. 30) 2009年1月10日閲覧。
- (17) キューバ政府は2008年に、地球環境を守るキャンペーンの一環として、電力を大量消費する古い電化製品を中国製の新製品と交換した。具体的にはソ連製エアコン(冷房機)と革命前に購入された米国製冷蔵庫である。ただし交換した後、何年間か月々クレジットを支払う必要がある。ガルシアがこの後に「国家が親切にも我々にくださった」冷蔵庫、と述べているのはこのことである。
- (18) このルイス・アルベルト・ガルシア氏の手紙は筆者が個人的に入手したもので、出版されていない。ただこの手紙はハバナ市内で回し読みされ、大変有名になったとのことである。

## [参考文献]

#### 〈日本語文献〉

- 赤川学 [2001] 「言説分析と構築主義」(上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草 書房 63~84ページ)。
- 上野千鶴子 [2001] 「はじめに」(上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房 i-iv ページ)。
- 宮本太郎 [2006] 「福祉国家の再編と言説政治――新しい分析枠組み――」(宮本 太郎編『比較福祉政治――制度転換のアクターと戦略――』早稲田大学出 版部 68-88ページ)。
- 山岡加奈子 [2003] 「キューバの社会保障――社会政策に対する革命政権の貢献――」 (宇佐見耕一編『新興福祉国家論――アジアとラテンアメリカの比較研究――』 研究双書 No.531 アジア経済研究所 331-386ページ)。
- [2005]「キューバにおける社会扶助---崩壊する平等社会への施策------(字 佐見耕一編『新興工業国の社会福祉――最低生活保障と家族福祉――』研 究双書 No.548 アジア経済研究所 265-319ページ)。
- [2009]「キューバにおける高齢者の生活保障--社会主義体制と経済危機 ――」(宇佐見耕一編『新興諸国における高齢者の生活保障システム』第7 章 調査研究報告書 アジア経済研究所)。http://www.ide.go.jp/Japanese/ Publish/Download/Report/pdf/2008 114 07.pdf

#### 〈外国語文献〉

- Alfonso Fraga, Iuan Carlos [2009] "Envejecimiento y Sociedad : el caso cubano," based on the paper presented at Foro Internacional sobre el Nexo entre Ciencia Social y Política, Univ ersidad de Córdoba, Argentina, 20-24 de febrero 2006, Centro de Estudios de Población y Desarrollo, Oficina Nacional de Estadísticas de Cuba, iunio 2009.
- Alonso, Aurerio [2005] "Relations Between the Catholic Church and the Cuban Government as of 2003," in Joseph Tulchin, Lilian Bobea, Mayra P. Espina Prieto and Rafael Hernández eds., Changes in Cuban Society since the Nineties, Washington, D.C.: Woodrow Wilson International Center for Scholars, pp. 243-256.
- Díaz-Briquets, Sergio, and Jorge Pérez-López [2006] Corruption in Cuba: Castro and Beyond, Austin: University of Texas Press.
- Domínguez, Jorge I. [1978] Cuba: Order and Revolution, Cambridge: BELCNAP and Harvard University Press.

- Estes, Caroll L., and Associates [2001] *Social Policy and Aging : A Critical Perspective*, Thousand Oaks, London and New Delhi : Sage Publications.
- Fernández, Damian J. [2000] Cuba and the Politics of Passion, Austin: University of Texas Press.
- González, Edward [1974] Cuba Under Castro: the Limits of Charisma, New York: Houghton Mifflin.
- Hernández Castellón, Raúl [2009] "Transición demográfica y envejecimiento de la población," *Cuba : población y desarrollo*, Centro de Estudios Demográfico de la Universidad de La Habana, pp.163–177.
- Linz, Juan J. [2000] Totalitarian and Authoritarian Regimes, Boulder: Lynne Rienner.
- Linz, Juan J. and Alfred Stepan [1996] Problems of Democratic Transition and Consolidation: South Europe, South America, and Post-Communist Europe, Baltimore and London: Johns Hopkins University Press.
- Mesa-Lago, Carmelo [2008] "Una carga creciente," *Espacio Laical*, septiembre 2008, No.42 (http://www.espaciolaical.org/contens/esp/sd\_042.pdf 2009年12月21日 閲覧).
- ONE (Oficina Nacional de Estadísticas de Cuba), Anuario Estadístico de Cuba, versiones 1998, 2003, 2007 and 2008.
- Radaelli, Claudio M., and Vivien A. Schmidt [2005] "Policy Change and Discourse in Europe: Conceptual and Methodological Issues," in Claudio M. Radaelli and Vivien A. Schmidt eds., *Policy Change and Discourse in Europe*, Oxon and New York: Routledge, pp.1–28.
- Schmidt, Vivien A. [2005] "The Role of Public Discourse for Social Democratic Reform Projects in Europe," Vivien A. Schmidt et al., *Public Discourse and Welfare State Reform: The Social Democratic Experience*, Amsterdam and Somerset: Mets and Schilt, pp.13–49.
- Suchlicki, Jaime [2002] *Cuba from Colombus to Castro and Beyond*, 5th edition, Washington, D.C.: Brassey's.
- Veiga González, Roberto [2009] "Cuba espera por todos," *Espacio Laical*, No.4, 2009, pp. 65-73(http://www.espaciolaical.org/contens/20/6573.pdf 2009年1月19日 閲覧).